

●香川県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年4月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松長尾大内線（10号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市土居87番7地先 から 東かがわ市土居77番6地先 まで	9.6~16.0	122	平成21年香川県告示第533号で変更 した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成25年4月5日